茨木市雨水貯留タンク設置補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、雨水貯留タンク(以下「雨水タンク」という。)を購入し、 設置する者に対し、市が補助金を交付することにより雨水の貯留による再利用 を促進し、もって都市の雨水浸水防除機能の向上と水循環の再生を図ることを 目的とする。

(補助対象)

- 第2 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 雨水タンクを設置する建築物の所有者又は使用者(国、地方公共団体又はこれらに準ずる法人を除く。)で、雨水タンクの設置につき正当な権原を有する者。ただし、下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金又は下水道使用料を滞納している者は、除く。
 - (2) 雨水タンクを茨木市公共下水道供用開始区域内に設置する者
 - (3) 設置した雨水タンクを適切に維持管理することができる者
 - (4) 雨水タンクを設置する建築物に、この要綱による改正前の茨木市雨水流出 抑制施設設置補助要綱に基づく補助を受けた雨水タンクを設置していない者
- 2 補助の対象となる雨水タンクは、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 建築物の雨といからの雨水を集め、当該建築物等の施設内で一時的に一定量を貯留する機能を有する設備であること。
 - (2) 80 リットル以上の貯留容量を有する設備(本体及び雨といからの分水器具、雨といと本体の接続器具、本体の架台等を含む。)であり、雨水タンクとして販売される専用製品(改良製品を除く。)であること。
- 3 補助の対象となる雨水タンクの基数は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、 当該各号に定める数とする。
 - (1) 戸建て住宅 1
- (2)集合住宅 屋根面積(平方メートル)を100で除して得られる数(小数点以下は、切り捨てる。ただし、その数が1未満の場合は、1とする。)

(補助対象経費)

第3 補助の対象経費は、雨水タンクの購入に要する経費(設置工事費は除く。) とする。

(補助金額)

- 第4 補助の対象となる雨水タンクの基数が1の場合の補助額は、当該雨水タンクの購入に要する経費の3分の2に相当する額(100円未満の端数があるときは、これを 切り捨てる。)と30,000円とを比較していずれか少ない方の額とする。
- 2 補助の対象となる雨水タンクの基数が2以上の場合の補助額は、それぞれの 雨水タンクごとに前項の規定により算出した額を合計して得られた額とする。 (補助金の交付申請)
- 第5 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に 次に掲げる書類を添えて雨水タンクを購入する前に市長に申請しなければなら ない。
 - (1) 見取図

- (2) 平面図 (雨水タンクの設置位置が表示された図面)
- (3) 構造図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付又は不交付の決定)

- 第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについては予算の範囲内において補助金を決定し、適当でないと認めたものについては不交付の決定を行い、申請者に対し補助金交付決定通知書(様式第2号)又は補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。(変更の届出)
- 第7 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該申請 書の内容を変更しようとするとき若しくは雨水タンクの購入を止めようとする とき又は購入した結果、申請内容に変更が生じたときは、第5に準じて補助金 交付変更承認申請書(様式第4号)を提出して市長の承認を受けなければなら ない。
- 2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、補助金変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知する。 (実績報告)
- 第8 補助金の交付の決定を受けた者は、雨水タンクの購入後、補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 購入した雨水タンクの領収書の写し
 - (2) 設置前及び設置後の写真

(補助金額の確定等)

第9 市長は、第8の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第7号)により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第10 第9の補助金確定通知書を受けた者は、補助金交付請求書(様式第8号) を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当 と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、 その職員に、補助対象の雨水タンクの設置場所に立ち入り、管理の状況等について調査又は指導を行うことができる。

(補助の取消し等)

- 第13 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれか に該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一 部を返還させることができる。
 - (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不適当と認めたとき。

(市長の指示)

第14 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附則

- この要綱は、平成22年4月1日から実施する。
- この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

(申請先) 茨木市長

住 所氏 名窓 (1) ※氏名が自署の場合は、押印不要です。電 話

茨木市雨水貯留タンク設置補助金交付申請書

茨木市雨水貯留タンク設置補助金の交付を次のとおり申請します。

補助対象事業	雨水貯留タンクの設置に対する補助						
設置場所	茨 木市						
建物形態	1 戸建て住宅 (a 自宅 b 借家) 2 集合住宅						
	〔2の場合〕集合住宅の屋根面積 m ²						
購入タンク名							
有効容量	リットル						
設置基数	基						
購入予定額	円						
交付申請額	円						
設置予定月	年 月						
	設置した雨水貯留タンクは適切に維持管理し,設置場						
誓 約	所において使用いたします。						
	氏名						
	※氏名が自署の場合は、押印不要で						

添付書類

- (1)見取図
- (2)平面図(雨水タンクの設置位置を表示する図面)
- (3)構造図
- (4)

様式第2号

茨木市指令 第 号

住 所 氏 名

様

茨木市雨水貯留タンク設置補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市雨水貯留タンク設置補助金は、次の 条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

設置した雨水貯留タンクは適切に維持管理し、設置場所において使用すること。

年 月 日

茨 木 市 長

様式第3号

茨木市指令 第 号

住 所 氏 名

様

茨木市雨水貯留タンク設置補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市雨水貯留タンク設置補助金について、 不交付と決定したので、茨木市雨水タンク設置補助要綱第6の規定により通知し ます。

不交付の理由

年 月 日

茨木市長

(申請先) 茨木市長

茨木市雨水貯留タンク設置補助金交付変更申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市雨水貯留タンク設置補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業 茨木市雨水貯留タンク設置補助事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額

円

茨木市指令 第 号

住 所 氏 名

様

茨木市雨水貯留タンク設置補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市雨水貯留タンク設置補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

1 交付決定額 円

2 変更増減額 円

3 変更交付決定額 円

年 月 日

茨木市長

(報告先) 茨木市長

茨木市雨水貯留タンク設置補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業 茨木市雨水貯留タンク設置補助事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金精算額

円

- 4 補助事業の成果
 - (1) 設置基数 基
 - (2) 設置場所 茨木市
 - (3) 購入年月日

年 月 日

- (4) 購入タンク名
- 5 添付書類
 - (1) 購入した雨水タンクの領収書の写し
 - (2) 設置前及び設置後の写真

茨木市指令 第 号

住 所 名

様

茨木市雨水貯留タンク設置補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市雨水貯留タンク設置補助金実績報告書を審査の結果、茨木市雨水貯留タンク設置補助金を次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金確定額 円

3 補助金差引額 円

年 月 日

茨木市長

(請求先) 茨木市長

住 所 氏 名 ^即 電 話

茨木市雨水貯留タンク設置補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市 雨水貯留タンク設置補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業 茨木市雨水貯留タンク設置補助事業
- 2 金 額

円

なお、補助金は、次の預金口座に振り込んでください。

金融機関名					支	店名	
預金種目	1	普通	2	当座	3	貯蓄	
口座番号							
ふりがな							
口座名義							

※㈱ゆうちょ銀行の口座へ振込みで支払う場合は、「店番、預金種目、口座番号」が必要になります。

「記号・番号」では、振込ができませんのでご注意ください。